

資料 1

厚生・産業常任委員会資料
平成 24 年(2012 年)3 月 12 日
健康福祉部健康推進課

滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画の見直し案について

1. 趣旨

滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画(以下「行動計画」という。)は、平成 17 年 12 月に制定され、その後、平成 20 年 12 月、平成 21 年 10 月に改正し、対策の見直しを行ってきた。

平成 23 年 9 月 20 日に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定されたことに伴い、整合性を図り対策を見直すため行動計画を改定する。

2. 改定方針

- 病原性の高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療・社会機能維持等の対策を強化する。
- 滋賀県内での発生段階に応じて必要な対策を明記し、段階ごとに応じる。

3. 主な改定内容

(1) 対策実施上の留意点

平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度に応じ、実施すべき対策を決定する。

(2) 発生段階

国内発生早期、国内発生期(感染拡大期～まん延期～回復期)を地域の発生状況に応じ、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期に対策を再編する。

(3) サーベイランス

平成 23 年 9 月に改正された平時のサーベイランスを発生時も継続し、確定患者・入院患者の全数把握は海外発生期から県内発生早期までとする。

(4) 医療体制

ア 発熱外来を廃止し、帰国者・接触者外来を設置して帰国者等基準を満たす患者のみを区分けして診療する。それ以外の患者は一般医療機関で診療する。

イ 感染患者の感染症指定病院への入院勧告、患者等の疫学調査を県内発生早期までとし、県内感染期においては、重症患者のみを医療機関等に入院させ、軽症患者は外来治療・自宅療養とする。

(5) 相談窓口等

発熱相談センターを廃止し、県内発生早期までは帰国者・接触者相談センター(保健所)を設置して受診の調整を行う。また、コールセンター(業者委託を予定)を設置して県民の不安相談に対応する。

(6) 情報提供・共有

感染拡大防止や患者本人への支援に資するため、患者の個人情報保護方策が定められている場合に限り、市町への患者個人情報の提供を行う。

4. 改定スケジュール

平成 24 年 1 月

関係各課、市町、各保健所、関係団体等に意見照会
健康危機管理調整会議(防疫対策本部相当)に説明
危機管理連絡調整会議に説明

平成 24 年 2 月

県医師会感染症連絡協議会に説明

平成 24 年 3 月

県議会厚生・産業常任委員会に説明
新型インフルエンザ対策会議 幹事会で協議
新型インフルエンザ対策会議で協議・承認